

第4期第2回 横浜市子ども・子育て会議〔青少年部会〕

日時：令和元年7月25日（木）14:00～16:00
場所：横浜市役所8階8A会議室

議事次第

- 1 開 会
- 2 青少年部長あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
事務局説明
委員から意見聴取
 - (2) 次期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案の検討について
事務局説明
委員から意見聴取
- 4 その他
- 5 閉 会

〔配付資料〕

- | | |
|-----|--|
| 資料1 | 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 委員名簿 |
| 資料2 | 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 事務局名簿 |
| 資料3 | 平成30年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について |
| 資料4 | 平成30年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価
(基本施策②、基本施策④) |
| 資料5 | 次期横浜市子ども・子育て支援事業計画の素案 (基本施策②) |
| 資料6 | 次期横浜市子ども・子育て支援事業計画の素案 (基本施策③) |
| 資料7 | 横浜市子ども・子育て会議条例 |
| 資料8 | 横浜市子ども・子育て会議運営要綱 |
| 参考1 | 横浜市子ども・子育て支援事業計画 |
| 参考2 | 子ども・子育て支援事業計画 各年度実績 |
| 参考3 | 横浜市が取り組む青少年施策 |

横浜市子ども・子育て会議(青少年部会) 委員名簿

資料 1

◎: 青少年部会 部会長 ○: 青少年部会 職務代理者

任期: 平成30年11月1日～令和2年10月31日

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等	委 員
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	いづか のぼる 飯塚 昇
2	神奈川県弁護士会 弁護士	いはら あやこ 井原 綾子
3	K2インターナショナルグループ NPO法人ヒューマンフェローシップ 代表理事	いわもと まみ 岩本 真実
4	横浜市民生委員児童委員協議会 (保土ヶ谷区民生委員児童委員協議会 会長)	えぶち たけお 江淵 武雄
5	横浜市青少年指導員連絡協議会 (旭区青少年指導員連絡協議会 会長)	おおの いさお 大野 功
6	横浜市立中学校長会 (芹が谷中学校 校長)	かつ しゅんいち 勝 俊一
7	特定非営利活動法人 ユースポート横濱 よこはま若者サポートステーション 施設長	くまべ りょうこ 熊部 良子
8	横浜市立高等学校長会 (横浜総合高等学校 校長)	こいち きとし 小市 聡
9	静岡県立大学 国際関係学部 教授	◎ つとみ ひろし 津富 宏
10	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 准教授	なかむら みやこ 中村 美安子
11	駒澤大学 総合教育研究部 教授	○ はぎわら けんじろう 萩原 建次郎
12	都筑多文化・青少年交流プラザ 館長	はやしだ いくみ 林田 育美

(令和元年7月現在)

横浜市子ども・子育て会議 青少年部会 事務局名簿

	所属・役職	氏名
	青少年部長	みやたに あつこ 宮谷 敦子
	青少年育成課長	かねこ りえ 金子 利恵
	青少年相談センター所長	たかだ ゆうこ 高田 裕子
	青少年育成課担当係長	とみた みちこ 富田 倫子
	青少年育成課担当係長	なかがわ かつひこ 中川 勝彦
	青少年相談センター副所長	はしもと えみこ 橋本 恵美子
	青少年相談センター相談支援担当係長	こじま けんいち 児島 献一
	企画調整課長	たにくち ちひろ 谷口 千尋

平成 30 年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成 27～令和元年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主な事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

2 点検・評価の実施方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点から点検・評価を行います。

(1) 進捗状況及び有効性に関する段階評価

○進捗状況：各施策における指標、主な事業・取組について、目標値に対する進捗状況を 4 段階で評価します。

A：計画以上に進んでいる。	B：計画どおりに進んでいる。
C：計画より若干遅れている。	D：計画より大幅に遅れている。

○有効性：各施策の主な事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを 4 段階で評価します。

A：市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い。
B：市民生活等を向上させることができた。
C：市民生活等を向上させることができたとは言えない。
D：市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い。

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

(2) 今後の展開の評価

○施策ごとに計画推進に向けた課題や、新たな行政課題への対応を検討し、これらを踏まえ、主な事業・取組の今後の展開（推進、見直し、休止・廃止）を評価します。

3 点検・評価の実施予定

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

各部会	所掌する基本施策
子育て部会	基本施策 1 及び 3 の一部、基本施策 5～9
保育・教育部会	基本施策 1 及び 3 の一部
放課後部会	基本施策 1 及び 2 の一部
青少年部会	基本施策 2 の一部及び 4

<参考>各部会の所掌事業について（平成28年11月～）

第4章 施策体系と事業・取組		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
基本施策①	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	○ ※1	○ ※2	○ ※3	
基本施策②	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進			● ※4	● ※5
基本施策③	障害児への支援	○ ※6	○ ※7		
基本施策④	若者の自立支援の充実				●
基本施策⑤	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策⑥	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策⑦	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止	○			
基本施策⑧	児童虐待防止と社会的養護体制の充実	○			
基本施策⑨	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進	○			

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する 5年間の量の見込み、確保方策		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
保育・教育に関する施設・事業(保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)			○		
妊婦に対して健康診査を実施する事業		○			
乳幼児家庭全戸訪問事業		○			
子育て短期支援事業		○			
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業		○			
病児保育事業		○			
利用者支援に関する事業		○ ※8	○ ※9		
時間外保育事業			○		
放課後児童健全育成事業				○	
地域子育て支援拠点事業		○			
一時預かり事業 子育て援助活動支援事業		○ ※10	○ ※11		

- ※1 病児保育
- ※2 保育・教育全般
- ※3 放課後施策
- ※4 放課後施策、プレイパーク
- ※5 放課後施策、プレイパークを除く
- ※6 障害児施策全般
- ※7 障害児保育・教育
- ※8 全体調整+地域子育て支援拠点
- ※9 保育・教育コンサルジュ
- ※10 乳幼児一時預かり、子育てサポートシステム等
- ※11 一時保育、幼稚園預かり保育等

【平成30年度】横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（案）

【基本施策②】学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

■これまでの主な取組

- 青少年の健全育成に関して、青少年関係施設を運営し、青少年の交流や体験活動の機会を充実させました。
- （公財）よこはまユースへの補助事業として、青少年指導員や民生委員・児童委員、PTA等を対象に、子ども・若者を取り巻く課題を周知し、解決に向けた取組を促すため、地域で開催される講座に講師を派遣する「子ども・若者どこでも講座」を63回実施しました。
- 当事者である青少年やその保護者のニーズと現状を把握し、今後の青少年施策に生かすため、市立中学校、市立・県立高等学校の生徒及び保護者を対象に、放課後の過ごし方の実態や学校以外での活動に求めるもの、居場所に対する意識などに関するアンケート調査を実施しました。

■取組による成果

- 青少年の地域活動拠点づくり事業の実施や、青少年関係施設の運営等により、子ども・青少年に対して居場所や多様な体験活動の機会を提供したことで、それぞれの成長過程に応じた社会性や協調性、主体性等を育み、社会参画に向かう力を養いました。
- 「子ども・若者どこでも講座」を通して、青少年の成長や課題を理解し、適切に青少年と関わることのできる人材の育成を図ることができました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 引き続き、青少年の居場所や多様な体験機会の積極的な提供により、子ども・青少年の社会性や協調性、主体性等を育み、社会参画に向かう力を養います。
- 社会全体で子どもの成長を見守り、支える地域社会づくりを進めていくため、引き続き、青少年の育成に係る人材育成や活動の活発化を図っていきます。
- 青少年の地域活動拠点づくり事業では、平成30年度に実施したアンケート調査や区・有識者へのヒアリング等の結果を踏まえ、学校、区、地域の団体やその他関係機関との連携をさらに深め、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見・早期支援に取り組んでいきます。

<指標>

				<30年度の振り返り>			
No.	施策	指標	計画策定時	【31年度末の目標】	31年3月末時点	進捗状況	所管課
1	2	青少年地域活動拠点の年間延べ利用人数	42,927人 (25年度)	142,200人	39,830人	D	青少年育成課
2	2	将来の夢や目標を持っている中学生の割合	71.8% (25年度)	75%以上	71.3%	C	教育委員会事務局小中学校企画課

<主な事業・取組>

						<30年度の振り返り>											
						【直近の状況】											
No.	施策	確保方針	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	H30目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課	
1	2		青少年の地域活動拠点づくり事業	地域活動拠点の設置数	5か所 (25年度)	18か所	-	6か所	D	<p>中高生世代の青少年を対象に、自由に活動したり、交流できる場を提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年が主体的な社会の一員として成長できるよう支援した。</p> <p>設置数については、29年度に磯子区に新規設置して以降、増えていない。</p> <p>30年度は、こうした状況を改善すべく、「中高校生の放課後の過ごし方や体験活動に関するアンケート」により、中高生の実態や意識を調査し、併せて、区や有識者へのヒアリングにより、今後の事業の方向性を検討した。</p>	102,974千円		B	<p>事業者は「青少年が気軽に安心できる場と交流機会を提供し、青少年の出会いと仲間づくりに貢献できている。地域資源を活用した社会参加プログラムの実施により、青少年期に必要な社会体験の機会を提供できている。」と評価している。</p> <p>また、「運営にあたっては、1つの場所にとどまっているのではなく、地域の他団体・施設との連携・アウトリーチによる事業展開を図りたいが、予算上難しい。」という声も聞かれた。</p> <p>利用する青少年からは「のびのびと過ごすことができる」、「気軽にスタッフと話すことができる」、「人との関わりの中で自分のやりたいことを見つげられた」などの声があった。</p>	推進	青少年育成課	
2	2		青少年の自然・科学体験活動の推進	施設利用者及びプログラム等参加者数	397,577人 (25年度)	465,500人	-	466,848人	A	<p>野島青少年研修センター、野外活動センター3か所、こども科学館の運営及び道志村キャンプ場の市民優待サービス事業等の自然体験事業を実施し、多様な体験活動の機会を提供することで、青少年の健全育成を推進した。</p>	385,087千円		A	<p>事業者は、「積極的な広報や施設の特徴を活かしたプログラムの実施により、多様な体験活動の機会を提供することができた」と評価している。</p> <p>また、利用者からは、「すばらしい体験ができた」「プログラム実施後、子どもたちが自主的・主体的に行動するようになった」など、高い満足度が得られており、青少年の交流や体験活動機会を充実させることができている。</p>	推進	青少年育成課	
5	2		寄り添い型学習等支援事業 ※平成28年度より、以下の2事業に変更 ・寄り添い型生活支援事業（こども青少年局所管） ・寄り添い型学習支援事業（健康福祉局所管）	実施区数	12区 (25年度)	18区	-	18区	A	<p>生活保護世帯及び生活困窮状態にある家庭、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象に、11区12か所で寄り添い型生活支援事業、18区で寄り添い型学習支援事業を実施した（30年度拡充か所数 寄り添い型生活支援事業：3か所）。</p> <p>寄り添い型生活支援事業では、手洗い・うがいや歯磨き、食事の準備・後片付け等の基本的な生活習慣や、学校の勉強の復習や宿題等の学習習慣を身に付けるための支援を行った。家庭的な雰囲気の中で保護者以外の大人と過ごすことで、それまで落ち着きのなかった子どもがスタッフの話を聞けるようになる、スタッフに悩みを相談できるようになる等の変化が見られた。</p> <p>寄り添い型学習支援事業では、学習活動等の支援を行い、生活改善や高校進学を促進するほか、進学後のフォローを行うことにより、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取組を進めた。また、高校中退防止の取組として、中学校時代に築いた信頼関係などを活かし、居場所や学び直しの場の提供や面談を通した状況確認等各区の実情に応じた取り組みを行った。</p>	<p>・寄り添い型生活支援事業：104,828千円 ・寄り添い型学習支援事業：200,867千円</p>		A	<p>寄り添い型生活支援事業実施事業者からは、利用している子どもたちについて、手洗い・うがいや食卓の準備・後片付けなどの基本的な生活習慣が身についた、他の利用者やスタッフとコミュニケーションが取れるようになったなどの効果が見られているという声が聞かれた。</p> <p>子どもたちからは、「今まで家であまりやらなかった料理をするようになった」、「悩み事を話せるようになったよかった」、「自分ももっと頑張って、将来はきちんと仕事をしたい。」など、様々な声が聞かれた。</p> <p>寄り添い型学習支援事業実施事業者からは、「変化していく姿が見られ、携われて嬉しい」等の声が聞かれた。</p> <p>子どもたちからは、「進路や夢について関心が持てなかったが、参加することで深まった」、「ここに来るようになって一人で抱え込まず大人や周りの人に相談できるようになった」、「人と話すのが楽しくなった。自信がついた」という声が聞かれた。また、高校進学意識が高まり、目標に向かって勉強に取り組む中学生が多く見られた。</p>	推進	青少年育成課 健康福祉局生活支援課	

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
6		2	子どもの体力向上事業	-	参加者数: 67,579人 実施回数: 783回 (25年度)	(推進)	-	参加者数: 80,812人 実施回数: 672回	A	子どもたちが主体的・日常的に体を動かし、適切な運動習慣を身に付けることを目的として、小学校の中休みや放課後の時間に、地域のスポーツ指導者などを派遣し、子どもたちが気軽にスポーツに親しむ機会を提供した。	1,060千円		A	実施した学校の先生から「子どもたちが楽しく、意欲的に取り組んでいる。」「足腰の強化につながる」「楽しみながら体力の向上ができた」などの意見があり、効果が見られた。	推進	市民局スポーツ振興課
7		2	青少年育成に係る人材育成・活動推進	「子ども・若者どこでも講座」実施回数	43回 (25年度)	64回	-	63回	A	社会全体で子どもを育む取組を進めていくため、(公財)よこはまユースへの補助事業として、子ども・若者を取り巻く課題を周知し、解決に向けた取組を促すため、地域で開催される講座に講師を派遣する、「子ども・若者どこでも講座」を実施し、青少年育成に取り組む人材を育成するとともに、青少年育成のための活動の活発化と効果的な推進を図った。	3,380千円		A	実施事業者は、「地域で青少年育成に取り組む個人や団体にとって、変化し続ける青少年の課題や現状を理解するための貴重な啓発の機会であり、また、この講座の開催が人と人がつながりを持つ機会の場になっている。」と評価している。 利用者からは、「子どもの置かれている現状が理解できた。」「講座の内容を通じて受講者同士の意見交換を行うきっかけになった。」という意見を頂いた。	推進	青少年育成課
8		2	発達の段階に応じた連続したキャリア教育の推進	小中一貫教育推進ブロックごとのキャリア教育実践推進ブロックの指定	4ブロック (25年度)	18ブロック	-	3ブロック (累計11ブロック)	D	小中一貫教育推進ブロック3ブロックを指定し、同一ブロック内の小中学校が、小中9年間を見通した計画をもとに連携した取り組みを推進し、報告会において、取組の成果を発信した。(今後、年度末に提出された報告書をまとめ、冊子にして市内全校に配付する予定。)	440千円		C	推進ブロックの取組では、発達の段階に応じた連続したキャリア教育の推進となり、その成果が見られたが、取組計画に満たない推進校の指定に留まったことから、多くの学校に実践推進校の取組が浸透したとは言い難い。	推進	教育委員会事務局小中学校企画課

【平成30年度】横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（案）

【基本施策④】若者の自立支援の充実

■これまでの主な取組

- 若者自立支援機関等（青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーション及びよこはま型若者自立塾）における若者の自立に向けた個別相談や居場所の提供、社会体験・就労訓練の実施等により、本人の状態に応じた段階的支援に取り組みました。
- 平成30年度から地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施したほか、よこはま若者サポートステーション・新横浜サテライトでの支援を開始し、困難を抱える若者が自立に向けた相談につながりやすい体制づくりを進めました。
- 経済状況や養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ子どもへの生活・学習支援として、寄り添い型生活支援事業を12か所（30年度新規3か所）、寄り添い型学習支援事業を18区で実施しました。

■取組による成果

- 若者自立支援機関での継続的な支援により、利用者のうち1,038人の方に、「進学・就労した」など、自立に向けた改善がみられました。
- 寄り添い型生活支援事業では、安心して過ごすことのできる環境の中で支援を行うことにより、子どもたちが基本的な生活習慣などを身に付けることができたほか、支援スタッフなど、親以外の新たなロールモデルと接することで、将来の夢や進学に向けた学習意欲の向上等につながるなどの成果が見られました。
- 寄り添い型学習支援事業では、学習支援による成績の向上や高校進学等に加え、自立した成長を促す取組を行い、成果が見られました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 困難を抱える若者への支援として、引き続き、若者自立支援機関等における本人の状態に応じた段階的支援を行います。
- 寄り添い型生活支援事業については、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が必要な支援を受けられるよう、実施箇所数の増を行うなど事業を拡充します。
- 寄り添い型学習支援事業については、受け入れ枠の拡充や高校進学後のフォローなどの中退防止に向けた取組を進めます。

<指標>				<30年度の振り返り>			
No.	施策	指標	計画策定時	【31年度末の目標】	31年3月末時点	進捗状況	所管課
1	4	若者自立支援機関の新規利用者数	2,085人 (25年度)	2,800人	1,907人	D	青少年育成課
2	4	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	917人 (25年度)	1,500人	1,038人	C	青少年育成課

<主な事業・取組>				<30年度の振り返り>												
No.	施策	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	【直近の状況】		進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
							H30 目標値	31年3月末時点								
1	4		青少年相談センター事業	延べ利用者数	18,894人 (25年度)	21,600人	-	22,782人	A	青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行った。特にひきこもりや不登校など困難を抱える若者に対しては、集団支援プログラムや野菜販売、レストラン接客等の社会参加体験事業を実施し、自立に向けて対人交流の場を広げていけるよう支援した。 また、若者自立支援の中核機関として、子ども・若者に携わる地域関係機関・団体を対象に、若者相談支援スキルアップ研修や職員技術研修を行った。	49,493千円		A	利用者アンケートでは、利用満足度(満足・やや満足)が本人97%、家族97%と高く、自立に向けた支援が受けられているとの意見が多い。	推進	青少年育成課
2	4		地域ユースプラザ事業	延べ利用者数	19,040人 (25年度)	22,000人	-	18,373人	D	思春期・青年期の総合相談や居場所の運営等を実施した。 また、支援につながらない若者を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的に、区民にとってより身近な区役所で、ひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談を実施した。(全区、月2回) 30年度からは、地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を18区で実施した。(全区、計22回実施) 地域ユースプラザ利用者は減少したが、各ユースプラザが市民に身近な区役所で事業展開した結果、区の関係課を通じて、一人ひとりの状況に応じた身近な支援機関につなぐケースが出てきており、個別ケースを通して、地域ネットワーク構築が進んでいる。	144,460千円		B	利用者アンケートでは、利用満足度(満足・やや満足)が本人90.7%と高く、自立に向けた支援が受けられているとの意見が多い。 事業者からは、各区役所での専門相談及び30年度から開始したひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施により、区役所等とのつながりが強まり、速やかに適切な支援を届けることができているとの評価があった。	推進	青少年育成課

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
3	4	若者サポートステーション事業	延べ利用者数	18,990人 (25年度)	25,000人	-	18,503人	D	<p>困難を抱える15歳から39歳までの若者及びその保護者を対象に、就労に向けた総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援した。また、若者サポートステーションの支援を受けて就職した若者に、就労後の職場定着のためのフォロー等を実施するほか、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援した。</p> <p>また、30年7月には、よこはま若者サポートステーションが新横浜にサテライトを開設することで、支援の拡充が実現した。</p> <p>さらに、若者サポートステーション利用者のうち、若年無業者など経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格等の取得に係る支援を行った。</p> <p>若者サポートステーションは、就職活動の進め方や仕事の選び方がわからないなど、ハローワークを利用する前段階としての支援を必要とする若者を中心に利用されているが、延べ利用者数の減少は、景気が拡張局面にあるなど社会的背景の影響を受けている可能性もあると思われる(ハローワークにおいても求職者数が前年度比で減少し、有効求人数は前年度比で増加している)。</p>	46,070千円		B	<p>利用者は、相談支援の利用によって、自身を客観的に見つめ直し、就労訓練の利用によって様々な仕事にチャレンジし周囲とのコミュニケーションを積極的に取れるようになるなど、自立に向けて踏み出すことができています。</p> <p>事業者は、働き方の多様化や景気の影響などにより利用者数が伸びていないことについて、支援を必要とする若者へ周知が行き届いていないことも一因と考えており、今後は若者やその保護者、各支援機関等への広報を強化すべきと考えている。</p>	推進	青少年育成課
4	4	生活困窮状態の若者に対する相談支援事業(若者サポートステーション拡充事業)	延べ利用者数	6,627人 (25年度)	8,500人	-	6,904人	C	<p>若者サポートステーション等の支援につながった若者のうち、生活困窮状態及びそれ以外の複合的な課題を抱える若者に対し、熟達した支援スキルを活かし、自立に向けた相談をはじめ、関係機関への同行支援やつなぎなど総合的な支援を行った(よこはま若者サポートステーション、湘南・横浜若者サポートステーションへの委託により実施)。</p> <p>また、よこはま若者サポートステーション・新横浜サテライトに対しても、同事業を10月から委託することにより、若者サポートステーション事業との一体的相談窓口を整備した。</p> <p>さらに、自らSOSを発することができない若者に対する早期支援として高校等へ出張相談等を行い、積極的な働きかけによる早期解決のため支援を行った。</p>	68,972千円		B	<p>利用者は、相談支援の利用によって、本人の現状や内面を整理し、できることから行動に移すことで、抱えている複合的な課題を、個人差はあるが、一つずつ着実に解決している。</p> <p>事業者からは、若者サポートステーション事業と連携し、一体的相談窓口を設けることで、様々な困難を抱え、支援を必要としている若者に対して、速やかに適切な支援を届けることができていたとの評価があった。</p>	推進	青少年育成課
5	4	よこはま型若者自立塾	利用者数 ①短期合宿型 ②長期合宿型(180日間)	①954人 ②13人 ×180日 (25年度)	①1,374人 ②50人 ×180日	-	①719人 ②15人 延べ1,726日	D	<p>長期にわたってひきこもり状態にある若者について、低下した体力を回復するための体力づくりを行うとともに、共同生活を通じて、生活リズムの改善や他人との関わり方を習得するなど、それぞれの若者の状態に応じた支援プログラムを実施した(実施プログラム:短期合宿型訓練「ジョブキャンプ」、長期合宿型訓練、特別プログラム「うんめえもん市」、生活困窮者向け拡充事業等)。</p> <p>特に長期合宿型訓練は最長6か月の支援としているが、生活全体の様子を見たうえで支援を行えることから、6か月を待たず、次のステップにつながるなど、成果が確認できている。</p> <p>利用者数の低下に鑑み、改善に向けた検討が必要と考えられる。</p>	37,165千円		B	<p>参加者からは、「プログラム参加当初の目的である生活リズムの改善がクリアできたので、このリズムを忘れないように心掛けたい」、「働く楽しさや人の温かさに触れることができた」、「次のステップにつなげていきたい」など、前向きな感想が聞かれた。</p> <p>事業者からは、「合宿生活を通して、参加者たちが、自立に向けて、具体的にどのような生活スキル、社会スキルが必要かということを見つめ直す機会となった。プログラムの中の就労体験、共同生活を通じ、「ただ就職することではなく、働き続けることが大切」ということや、「働き続けるためには生活の基盤が重要であり、また、自分のことを理解してくれる仲間や環境が大切」ということを認識するきっかけともなった。」という評価があった。</p>	推進	青少年育成課
6	4	寄り添い型学習等支援事業(基本施策②の再掲) ※平成28年度より、以下の2事業に変更 ・寄り添い型生活支援事業(子ども青少年局所管) ・寄り添い型学習支援事業(健康福祉局所管)	実施区数	12区 (25年度)	18区	-	18区 ・寄り添い型生活支援事業(子ども青少年局所管):11区 ・寄り添い型学習支援事業(健康福祉局所管):18区	A	<p>生活保護世帯及び生活困窮状態にある家庭、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象に、11区12か所で寄り添い型生活支援事業、18区で寄り添い型学習支援事業を実施した(30年度拡充か所数 寄り添い型生活支援事業:3か所)。</p> <p>寄り添い型生活支援事業では、手洗い・うがいや歯磨き、食事の準備・後片付け等の基本的な生活習慣や、学校の勉強の復習や宿題等の学習習慣を身に付けるための支援を行った。家庭的な雰囲気の中で保護者以外の大人と過ごすことで、それまで落ち着きのなかった子どもがスタッフの話を聞けるようになる、スタッフに悩みを相談できるようになる等の変化が見られた。</p> <p>寄り添い型学習支援事業では、学習活動等の支援を行い、生活改善や高校進学を促進するほか、進学後のフォローを行うことにより、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取組を進めた。また、高校中退防止の取組として、中学校時代に築いた信頼関係などを活かし、居場所や学び直しの場の提供や面談を通じた状況確認等各区の実情に応じた取り組みを行った。</p>	・寄り添い型生活支援事業:104,828千円 ・寄り添い型学習支援事業:200,867千円		A	<p>寄り添い型生活支援事業実施事業者からは、利用している子どもたちについて、手洗い・うがいや食卓の準備・後片付けなどの基本的な生活習慣が身に付いた。他の利用者やスタッフとコミュニケーションが取れるようになったなどの効果が見られているという声が聞かれた。</p> <p>子どもたちからは、「今まで家であまりやらなかった料理をするようになった」、「悩み事を話せるようになった」、「自分はもっと頑張って、将来はきちんと仕事をしたい。」など、様々な声が聞かれた。</p> <p>寄り添い型学習支援事業実施事業者からは、「変化していく姿が見られ、携われて嬉しい」等の声が聞かれた。</p> <p>子どもたちからは、「進路や夢について関心が持てなかったが、参加することで深まった」、「ここに来るようになって一人で抱え込まず大人や周りの人に相談できるようになった」、「人と話すのが楽しくなった。自信がついた」という声が聞かれた。また、高校進学の意識が高まり、目標に向かって勉強に取り組む中学生が多く見られた。</p>	推進	青少年育成課 健康福祉局生活支援課
7	4	青少年の地域活動拠点づくり事業(基本施策②の再掲)	地域活動拠点の設置数	5か所 (25年度)	18か所	-	6か所	D	<p>中高生世代の青少年を対象に、自由に活動したり、交流できる場を提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年が主体的な社会の一員として成長できるよう支援した。</p> <p>設置数については、29年度に磯子区に新規設置して以降、増えていない。</p> <p>30年度は、こうした状況を改善すべく、「中高生生の放課後の過ごし方や体験活動に関するアンケート」により、中高生の実態や意識を調査し、併せて、区や有識者へのヒアリングにより、今後の事業の方向性を整理した。</p>	102,974千円		B	<p>事業者は「青少年が気軽に安心できる場と交流機会を提供し、青少年の出会いと仲間づくりに貢献できている。地域資源を活用した社会参加プログラムの実施により、青少年期に必要な社会体験の機会を提供できている。」と評価している。</p> <p>また、「運営にあたっては、1つの場所にとどまっているのではなく、地域の他団体・施設との連携・アウトリーチによる事業展開を図りたいが、予算上難しい。」という声も聞かれた。</p> <p>利用する青少年からは「のびのびと過ごすことができる」、「気軽にスタッフと話すことができる」、「人との関わりの中で自分のやりたいことを見つけられた」などの声があった。</p>	推進	青少年育成課

現状と課題

1 子ども・青少年を取り巻く環境の変化

- 子ども・青少年は、多様な人との出会いや様々な経験をしながら、社会の一員として自立していきます。子ども・青少年期の社会体験や自然体験が豊富な人ほど、社交性や挑戦意欲、自己肯定感が高い傾向があると言われています。
- 未来を担う子ども・青少年に体験機会を提供するため、横浜市では、横浜こども科学館、野島青少年研修センター、青少年野外活動センター等青少年関係施設による各種プログラム、青少年指導員や青少年関係団体等の活動などを支援しています。
- しかし、近年、都市化による、地域の遊び場の減少や、少子化により、子ども同士の交流機会や放課後等の集団遊びの機会が減少しています。また、生活スタイルの変容により、家族団らんの時間や、子どもやその保護者と地域のつながりが減少しています。
- 情報化社会の進展により、多様な情報を簡単に入手できる環境にありますが、SNSがコミュニケーションツールとして大きな役割を果たす中では、人との直接のつながりが減少しています。
- 青少年育成の必要性を理解している地域の大人からも、「中高校生世代と関わりたいが接点がない。」「青少年が抱える課題が見えない。」などの声があります。青少年と地域の結節点の構築に努め、将来の地域社会の担い手である青少年が、早くから地域に自分の居場所を見つけられることが大切です。
- 学校・家庭・地域が連携交流しながら、子ども・青少年の創造性・自主性・社会性を育てていく必要があります。
- 女性の就業率の向上や勤労形態の多様化等に伴い、保育所等を利用していた子どもが小学校に進学した際にも引き続き就労ができるよう、また、子どもの小学校入学後に働き始めることができるよう、放課後の安全で安心な居場所を確保することが必要です。また、放課後の時間は、多くの人と関わることができ、子どもたちが主体性を育みながら成長できる場としていく必要があります。
- 学齢期の青少年が過ごす場所として、小学生は、放課後キッズクラブ、放課後児童クラブなどがありますが、中高生世代になると、安心して気軽に集い、自由に活動できる空間が少なくなります。青少年が過ごす既存の公共施設では、青少年と大人の関係性が構築されていないことが多く、青少年の社会性を育む面で十分な状況ではありません。
- 学校・家庭以外の第三の場における多様な人との交流や体験の機会が少ないと、多様な価値観に触れ、それらを基に自ら判断したり選択する力や他者と関係する力、挑戦する意欲を育みにくくなります。

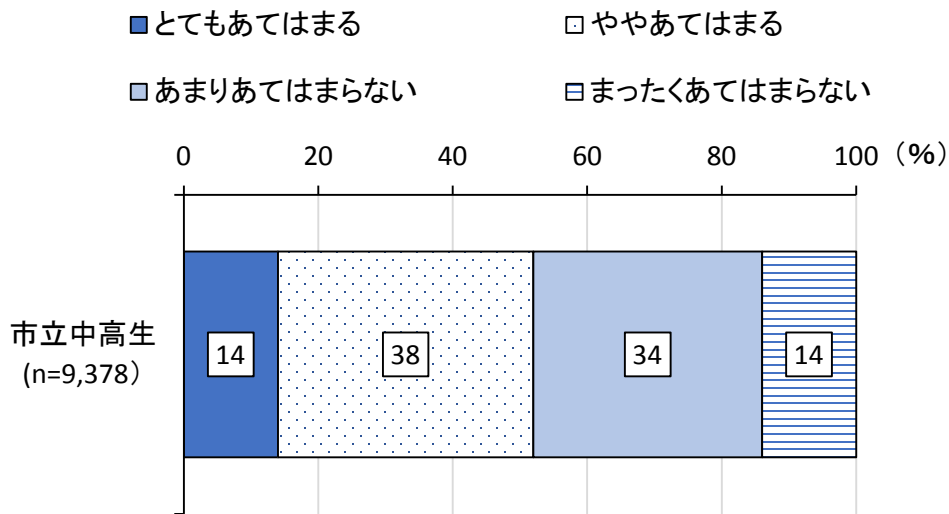
- 2022年4月から成人年齢が引き下げられ、契約行為に親権者の同意が必要なくなるなど、様々な事に対する責任が、早い年齢から求められます。
- 人口減少社会において、一人ひとりの青少年が社会の担い手として活躍することが、ますます期待されています。

2 子ども・青少年の実態

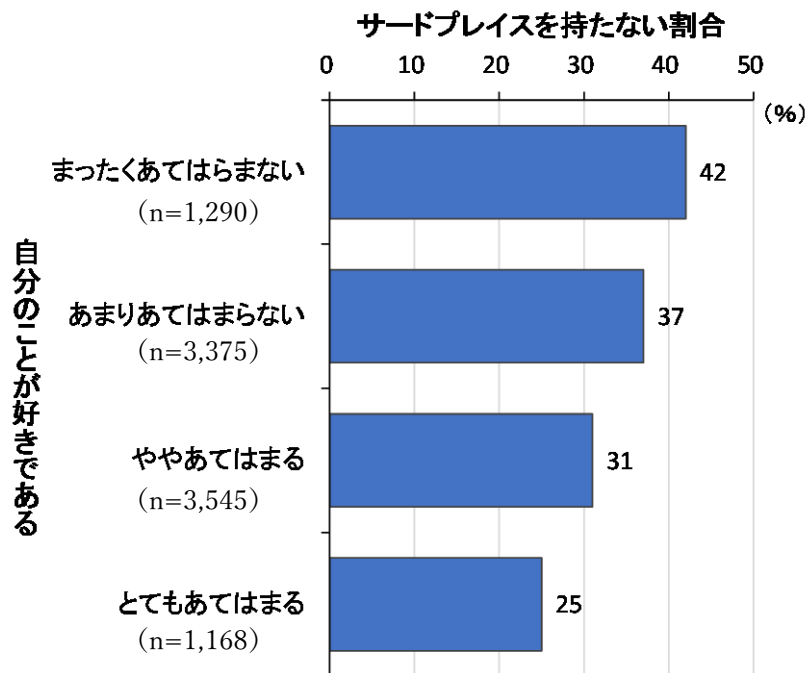
- 子ども・青少年は自身の考えや思いを対外的に主張する力が未だ不十分です。そのため、抱えている課題が認識されず、その思いや考えが施策に反映されにくい状況です。一見すると問題がなさそうな子ども・青少年も、実は課題を抱えている可能性があり、少しのつまずきで、困難に陥ってしまうリスクを抱えています。
- 子ども・青少年は悩みや困っていることを信頼している大人にしか話しません。親子で一緒に活動する時間・機会の減少など、親子関係も変化する中、家族や学校の先生、地域の人など、周囲に信頼できる大人がいない場合、悩みを抱え込んでしまい、孤立してしまいます。また、そのような子ども・青少年の弱みを利用し、犯罪に巻き込まれる場合もあります。
- 青少年期の体験機会が豊富な人ほど意欲的で社会性が高い傾向がありますが、年代別にみると、若い年代ほど中学生期の体験機会の頻度が低くなっています。また、体験機会は小学生の頃が最も多く、中学生、高校生と年齢が上がるにつれ、少なくなっています。
- 市立中学校・高等学校に通う生徒の14%は、自己肯定感が極めて低い状態です（市内推計：約27,700人）。また、自己肯定感が低い青少年ほど、学校・家庭以外の第三の場を持たない傾向があります。
- 多くの中学生が加入する部活動の休養日の設定などにより、学校以外の居場所の重要性も高まっています。
- 市立中学校等卒業者の高校進学率は99.1%（28年度教育統計調査）ですが、県立高校退学者数は増加傾向にあります。加えて単位制、通信制など、多様な形態や通学の広域化により青少年のライフスタイルに広がり生まれることから、中学時代以上に学校外の場の必要性が高まります。
- 国の統計によると、少子化に伴い、若者労働力は10年で約300万人減少する中で、若年無業者の数は約60万人前後で推移しており、若年無業者の割合が増えることにより、経済にも影響を与えることとなります。
- 思春期世代にある青少年は、様々な葛藤の中で自らの生き方を模索し始める時期であり、「いじめ」「不登校・中退」「ひきこもり」「無業」「依存症」「虐待」「自死」など、多様なリスクが顕在化する中、抱える悩みや課題が深刻な状況にならないよう青少年を見守り、支える環境づくりを進める必要があります。

使用するデータ（グラフ）

自分のことが好きである（市立中・高生）



自分のことが好きな程度とサードプレイス（※）との相関



※「サードプレイスを持たない割合」:
居場所がない、又は単一の居場所しか持たないと回答した割合
(出典) 中高生の放課後の過ごし方や体験活動に関するアンケート調査 平成 31 年 3 月

3 小学生の放課後の居場所のサービス向上の必要性

放課後部会 所掌範囲

放課後部会 所掌範囲

4 子ども・青少年育成に携わる人材・団体の連携の必要性

- 地域では沢山の人が子ども・青少年のために多様な活動を行っていますが、子ども・青少年育成に携わる大人や団体が、お互いの活動を知り、連携する機会はあまり多くありません。地域の大人・団体等が他の地域資源を知り、連携することによって、それぞれの活動の幅が広がり、課題を抱える子ども・青少年の複合的支援が可能になります。
- 子ども・青少年は、こういった地域の大人や団体との出会いや交流を通じて成長していく中で、悩みに対する答えを見つけたり、あるいは窮地から救われることもあります。そこで、一人でも多くの地域の大人たちが子ども・青少年を見守るとともに、その大人たちの連携を進める必要があります。

○そのため、多様な地域資源が連携し、ネットワークを構築することで、「子ども・青少年を見守る目」を醸成します。そして、地域全体で、子ども・青少年が課題を抱える前の予防的支援に取り組むとともに、課題が顕在化した場合に、早期の支援につなげられるような環境を作っていく必要があります。

施策の目標・方向性

1 より良い小学生の放課後の居場所づくり

放課後部会 所掌範囲

2 社会参画の推進に向けた子ども・青少年の成長の基盤づくり

○子ども・青少年は、多様な体験やその中での保護者をはじめとした大人や異世代との交流の中で自己選択力を身に付けていきます。そのため、子ども・青少年が自然・科学・社会体験など多様な体験ができる環境を提供します。

○青少年育成のネットワークを活用して、多様な地域資源と青少年がつながることで、健全な成長に必要な交流・体験の機会の提供や地域での見守りを進めます。

○青少年にとって魅力ある事業とするため、利用者アンケートやヒアリングなどにより、実際に青少年の声を聞きながら検討していきます。

小学生	中学生	高校生世代
放課後キッズクラブ 放課後児童クラブ		
プレイパーク		
青少年施設(横浜こども科学館、野島青少年研修センター、青少年野外活動センター)		
	青少年の地域活動拠点 青少年の交流・活動支援事業	

3 課題を抱える青少年を早期発見・早期支援につなげる環境づくり

- 青少年に対して日常的な関わりを通して関係性を構築し、自立した大人になるためのロールモデルとなったり、青少年が抱える課題を早期に発見することのできる第三者が必要です。それぞれの地域で青少年が過ごす場のスタッフが青少年に目を向け、継続して見守ることができる環境づくりを進めます。
- 人材・団体等が他の地域資源と連携することで、それぞれの活動の幅が広がり、課題を抱える青少年の複合的支援につながるようにします。
- 青少年の誰もが来ることのできる場を充実させ、第三者とコミュニケーションを促進することで、青少年の抱える課題を早期発見・早期支援し、青少年の健やかな成長を支援します。また、必要に応じ、関係機関につないでいきます。

4 全ての子ども・青少年の成長を見守り、支える地域社会づくり

- 区・地域では、多様な人材・団体（青少年指導員、民生委員・児童委員、子ども食堂や学習・生活支援等に携わる方、区役所、学校、地区センターなど）が子ども・青少年と接点を持っています。子ども・青少年や地域人材・団体が自らの活動に生かせるよう、接点を持つ人材・団体の情報を集積し、提供します。
- 子ども・青少年育成に係る人材・団体に対し、講座や研修会等を通じ、意識、知識の向上を図るとともに、交流の機会等をつくることで、子ども・青少年育成・支援の輪を広げます。
- 子ども・青少年の育成、支援は自らの責務であることを全ての大人が認識し、共通の地域課題として、地域の中で青少年を見守り、支える環境づくりを進めるための広報・啓発を拡充します。

【コラム】 全ての青少年の成長を見守り支える地域社会づくり**調 整 中**

★指標

指標	直近の現状値	目標値 (R 6 年度末)
放課後部会 所掌範囲		
青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等 述べ参加者数	676,360 人	695,820 人

主な事業・取組

所管課：放課後児童育成課

1 放課後児童育成事業	関連する施策の目標・方向性：1	
	現計画への掲載	有
放課後部会 所掌範囲		

所管課：放課後児童育成課

2 放課後キッズクラブの質の向上
放課後部会 所掌範囲

所管課：青少年育成課

3 青少年の地域活動拠点づくり事業（設置数）	関連する施策の目標・方向性： 2・3・4							
	現計画への掲載	有						
<p>思春期という大きな変化を迎える時期にある中学生・高校生世代の青少年の成長を支援するため、青少年が気軽にかつ、安心して集い、同世代・異世代との交流や社会参加プログラム等の体験活動を行うことができる「青少年の地域活動拠点」を各区に設置できるように、取組みを進めます。</p> <p>また、地域人材・組織と青少年の地域活動拠点がより一層の連携を図ることで、地域における青少年育成の機運を高め、地域の様々な所に、青少年の居場所や体験機会の提供を増やし、全ての青少年の社会参画に向かう力を育成するとともに、地域で青少年を見守る環境づくりを進めるためのネットワークを構築し、青少年が抱える課題への予防的支援や早期支援の充実を目指します。</p> <p>【想定事業量】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業量名</th> <th>直近の現状値</th> <th>R 6 年度末の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域活動拠点の設置数</td> <td>6 か所</td> <td>16 か所</td> </tr> </tbody> </table>			事業量名	直近の現状値	R 6 年度末の目標	地域活動拠点の設置数	6 か所	16 か所
事業量名	直近の現状値	R 6 年度末の目標						
地域活動拠点の設置数	6 か所	16 か所						

所管課：青少年育成課

4 子ども・青少年の体験活動の推進	関連する施策の目標・方向性：2							
	現計画への掲載	有						
<p>全ての子ども・青少年が、自然・科学・文化・社会体験や人との交流を通じて、自身の能力を育み、可能性を広げることができるよう、青少年関連施設や野外活動センターにおける体験活動プログラムの充実を図ります。</p> <p>【想定事業量】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業量名</th> <th>直近の現状値</th> <th>R 6 年度末の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然・科学体験等プログラム実施回数</td> <td>4,206 回</td> <td>4,465 回</td> </tr> </tbody> </table>			事業量名	直近の現状値	R 6 年度末の目標	自然・科学体験等プログラム実施回数	4,206 回	4,465 回
事業量名	直近の現状値	R 6 年度末の目標						
自然・科学体験等プログラム実施回数	4,206 回	4,465 回						

所管課：放課後児童育成課

5 プレイパーク支援事業	関連する施策の目標・方向性： 2	
	現計画への掲載	有
放課後部会 所掌範囲		

所管課：青少年育成課

6 青少年育成に係る普及啓発及び人材育成の取組	関連する施策の目標・方向性： 3・4							
	現計画への掲載	無						
<p>講座や保護者向けセミナー、青少年指導員等の団体と協力した研修会の開催等により、地域に向けた啓発・人材育成を進めます。また、研究会、勉強会等での意見交換・情報交換を行うことで支援者同士がつながる機会づくりを進めるなど、青少年育成活動の活発化とより効果的な推進を図ります。</p> <p>また、青少年の地域活動拠点が、地域人材・組織と連携を図り、青少年の居場所や体験機会を地域に増やしていく中で、地域で青少年を見守る意識を醸成します。</p> <p>【想定事業量】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>事業量名</th> <th>直近の現状値</th> <th>R 6 年度末の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者累計人数</td> <td>9,922 人</td> <td>39,266 人</td> </tr> </tbody> </table>			事業量名	直近の現状値	R 6 年度末の目標	参加者累計人数	9,922 人	39,266 人
事業量名	直近の現状値	R 6 年度末の目標						
参加者累計人数	9,922 人	39,266 人						

所管課：青少年育成課

7 広報・啓発の実施	関連する施策の目標・方向性：	
	現計画への掲載	無
<p>(公財) よこはまユースが青少年の実態把握などを目的として行う調査・研究の結果をはじめ、青少年に関する情報を、様々な媒体を活用し、発信することで、青少年育成に携わる人材に青少年の現状を理解してもらい、青少年・若者を見守り、支える地域社会づくりを進めていきます。</p>		

【コラム】 青少年指導員について

調整中

現状と課題

1 青少年・若者を取り巻く課題

- 家庭環境が多様化し、親の疾病や経済的に困窮しているなど、養育環境に課題がある家庭で育ち、困難や課題を抱える青少年・若者がいます。
- 少子化、高齢化、情報化社会の進展などを背景に、家族以外の社会や地域の人と直接つながる機会が減少しています。そのような中で、貧困、いじめ、不登校、ひきこもり、無業などの複合的な課題を抱えている青少年・若者について、地域の中で認知されにくく、本人や家族が社会的に孤立しているという課題があります。
- 家庭状況や社会環境の変化により、コミュニケーション能力や自己肯定感を育みにくくなっており、社会的・経済的に自立できない若者が増えるリスクが増大しています。
- 中学校を卒業すると、地域社会と本人・家族がつながる機会が少なくなり、さらに高校進学後は本人に対する支援も少なくなることが課題です。
- 高校中退者は増加傾向にありますが、中学卒業資格者に対する求人が少ないため、進路選択の幅が狭くなります。
- ひきこもりや無業状態が長く続くと、本人はより多くの困難を抱え、自立に向けた支援も難しくなる傾向があります。
- 「横浜市子ども・若者実態調査」（平成 29 年度）によると、市内在住の 15 歳から 39 歳までの若者のうち、ひきこもり状態にある方は約 15,000 人いると推計され、24 年度調査時の約 8,000 人と比較して増加していると推定されます。
- 2019 年 3 月に公表された内閣府の生活状況に関する調査では、40 歳～64 歳のひきこもり状態の方が全国で推計 61 万 3 千人おり、調査回答者のひきこもり期間は 7 年以上が半数ですが、30 年以上も 6%いると報告されています。
- 本人及び家族にひきこもり状態にある自覚がない、相談先があること事体を知らない、困難を抱える若者に対する周囲の理解が少ないことなどから、本人・家族共に支援機関等に相談できずに抱え込んでしまい、ひきこもり状態が長期化・深刻化していることが考えられます。
- 貧困、ひきこもり、無業状態などの青少年・若者が抱える課題が長期化・深刻化する前に、早期発見・早期支援することが求められています。

使用するデータ（グラフ）

○横浜市子ども・若者実態調査の平成24年度と平成29年度比較

	29年度	24年度
15～39歳の人口	1,046千人	1,136千人
標本数	3,000	3,000
有効回答数（回答率）	1,004 (33.5%)	1,386 (46.2%)
ひきこもり出現率	1.39% (14人)	0.72% (10人)
ひきこもり推計人数	約15,000人	約8,000人

【参考】横浜市市民生活実態調査（29年度に健康福祉局が初実施）

	29年度
40～64歳の人口	1,311千人
標本数	3,000
有効回答数（回答率）	1,327 (44.2%)
ひきこもり出現率	0.90% (12人)
ひきこもり推計人数	約12,000人

2 地域社会全体で支援するための環境整備の必要性

○ひきこもりなど困難な状況にある若者が増加している背景には、家族状況や社会環境の変化など様々な要因があり、本人や家族は複合的な課題を抱えています。

○本人の心身の状態に応じて、居場所、支援機関や民間団体等による相談・プログラムや就労支援など段階的な支援が必要です。

○本人が再び社会参画に向けて歩き出すため、ひきこもり等の困難を抱える若者が困難を抱えるに至った背景を理解し、本人なりの自立を見守り、支える地域の力が必要です。

○ひきこもり等困難を抱える若者が家庭の外にも安心できる居場所を得ること、生活習慣・学習習慣・コミュニケーション能力を身に着けることや、本人の特性や得意分野に着目した多様な働き方の創出など、地域や社会の環境整備が必要です。

○一旦、進路や就職先が決まった後も、再び困難に陥ることがないように、支援機関や地域で見守りが必要です。

使用するデータ（グラフ）

○若者自立支援施策 段階的かつ切れ目のない支援（現行図の更新）

施策の目標・方向性

1 若者自立支援機関などによる支援の充実

- 区役所や若者自立支援機関だけでなく、学校、民間団体、家族会、当事者会などと連携して困難を抱える若者の自立や就労に向けた支援に取り組んでいきます。
- 青少年相談センターでは、ひきこもりや不登校など若者の抱える様々な困難について、総合相談を行うとともに、グループ活動などの多様なプログラムを通じて社会参加に向けた本人・家族への継続的な支援を行っていきます。また、若者支援の中核機関として、関係機関、区、地域との連携強化や研修等実施による人材育成を行い、きめ細かく切れ目のない支援を行っていきます。
- 地域ユースプラザでは、ひきこもりなど様々な困難を抱える若者に対する総合相談、居場所の提供や社会体験プログラムを実施していきます。また、区役所に出張し、ひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談等を実施することで、身近な地域の相談を充実させます。地域で若者の支援活動を行っている団体や区と連携し、応援パートナーの養成・派遣や地域における包括的な支援ネットワークを構築していきます。
- 若者サポートステーションでは、若年無業者など困難を抱える若者の職業的自立を支援するため、就労に向けた相談への対応や若者一人ひとりに合った支援プログラムの作成を行い、他の就労支援機関と連携しながら、就労前後の継続的な支援を行っていきます。また、高校等へのお出張相談を行い、在学中から就職活動の支援を行い、若年無業や将来的な生活困窮の予防を図ります。
- よこはま型若者自立塾による就農体験、ボランティア及び共同生活などを通じて、生活習慣の改善やコミュニケーション能力の向上など就労に向けた支援をします。
- 寄り添い型生活支援事業では、養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるよう、基本的な生活習慣・学習習慣を早期に身に着けるための支援を充実させます。
- 中学校、高校及び大学に対して若者自立支援施策の理解促進を図り、困っている学生を適切な支援機関につなげることができるよう連携強化に取り組んでいきます。
- 高校中退防止のための支援の充実や、進路未決定者への支援の充実を図ります。
- 地域活動拠点では、主に中高生の居場所の提供、異年齢の交流や体験機会の提供を行うことで、社会参画に向かう力を育成し、将来の自立に寄与しています。さらに、地域機関とのネットワーク構築により、抱える悩みや課題が深刻化しないよう地域の中で見守っていく役割を果たしていきます。

2 社会全体で見守る環境づくり

- 地域にいるひきこもり等困難を抱える若者やそのご家族を孤立させずに、早期に適切な支援につなげるため、民生委員・児童委員や青少年指導員など、様々な地域人材への理解促進・意識啓発に取り組みます。
- 関係機関や民間団体職員等への研修や交流を通じて、ひきこもり等困難を抱える若者への支援方法の共有や連携を強化し、質の向上を図ります。
- 相談機関の利用に対するハードルを下げるため、支援内容の周知と本人・家族、地域住民を含め、ひきこもり等に対する理解促進に取り組みます。
- 本人の状況に合わせた社会体験・就労体験の場を提供できるよう、地域の企業・団体に困難を抱える若者の理解促進を図ります。
- 当事者グループや家族会など、民間団体等が提供する支援との連携を強化します。

★指標

指標	直近の現状値	目標値 (R 6 年度末)
若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	1038 人 (年)	1,215 人
寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善が見られた子どもの人数	160 人 (年)	調 整 中

主な事業・取組

所管課：青少年育成課

1 青少年相談センター事業(実利用人数)	関連する施策の目標・方向性：1	
	現計画への掲載	有
ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、家庭訪問、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた本人及び家族に継続的な支援等を行います。また、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に研修を実施し、支援者のスキルアップを図ります。		
【想定事業量】		
事業量名	直近の現状値	R 6 年度末の目標
実利用人数	819 人 (平成 30 年度)	810 人

基本施策④

所管課：青少年育成課

2 地域ユースプラザ事業（実利用人数）	関連する施策の目標・方向性：1	
	現計画への掲載	有 or 無
<p>青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもりなど様々な困難を抱えている若者に対し、総合相談、居場所の提供、社会体験・就労体験プログラムなどを通じて、若者の自立支援を行います。</p> <p>【想定事業量】</p>		
事業量名	直近の現状値	R 6 年度末の目標
実利用人数	952 人（平成 30 年度）	1210 人

所管課：青少年育成課

3 若者サポートステーション事業（実利用人数）	関連する施策の目標・方向性：1	
	現計画への掲載	有
<p>「若者サポートステーション」において、働くことに自信が持てない、仕事の選び方がわからないなどの不安や悩みを抱えている若者とその保護者を対象とした個別相談、就労セミナー、職場体験プログラム等の支援を提供します。</p> <p>また、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格等取得に係る支援を行います。</p> <p>【想定事業量】</p>		
事業量名	直近の現状値	R 6 年度末の目標
実利用人数	1,639 人	1,670 人

所管課：青少年育成課

4 生活困窮状態の若者に対する相談支援事業（実利用人数）	関連する施策の目標・方向性：1	
	現計画への掲載	有 or 無
<p>若者サポートステーションを利用する若者のうち、生活困窮状態にあり、複合的な課題を抱える若者に対する相談支援を行います。</p> <p>【想定事業量】</p>		
事業量名	直近の現状値	R 6 年度末の目標
実利用人数	444 人	480 人

所管課：青少年育成課

5 よこはま型若者自立塾（実利用人数）	関連する施策の目標・方向性：1							
	現計画への掲載	有						
<p>長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象として、低下した体力を回復するための体力づくりとともに、共同生活による生活リズムの立て直しや他人との関わり方など、生活改善に向けた支援を目的とする「よこはま型若者自立塾」事業を実施します。</p> <p>【想定事業量】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業量名</th> <th>直近の現状値</th> <th>R 6 年度末の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実利用人数</td> <td>65 人（年）</td> <td>90 人（年）</td> </tr> </tbody> </table>			事業量名	直近の現状値	R 6 年度末の目標	実利用人数	65 人（年）	90 人（年）
事業量名	直近の現状値	R 6 年度末の目標						
実利用人数	65 人（年）	90 人（年）						

所管課：青少年育成課

6 身近な地域に出向いた相談等の実施（回数）	関連する施策の目標・方向性：2							
	現計画への掲載	無						
<p>地域の方にひきこもり等の若者の理解を深めていただくとともに、支援につながっていない若者やそのご家族を適切な支援につなげるために、区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談の実施、各区でのひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の開催など、身近な地域に出向いた活動を行います。</p> <p>【想定事業量】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業量名</th> <th>直近の現状値</th> <th>R 6 年度末の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>485 回</td> <td>530 回</td> </tr> </tbody> </table>			事業量名	直近の現状値	R 6 年度末の目標	実施回数	485 回	530 回
事業量名	直近の現状値	R 6 年度末の目標						
実施回数	485 回	530 回						

所管課：青少年育成課

7 寄り添い型生活支援事業（実施箇所数）	関連する施策の目標・方向性：1							
	現計画への掲載	無						
<p>養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、「寄り添い型生活支援事業」を実施します。また、より多くの子どもたちに支援を提供できるよう、事業の実施か所数を拡充していきます。</p> <p>【想定事業量】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業量名</th> <th>直近の現状値</th> <th>R 6 年度末の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施か所数</td> <td>12 か所（年）</td> <td>23 か所（年）</td> </tr> </tbody> </table>			事業量名	直近の現状値	R 6 年度末の目標	実施か所数	12 か所（年）	23 か所（年）
事業量名	直近の現状値	R 6 年度末の目標						
実施か所数	12 か所（年）	23 か所（年）						

8 青少年の地域活動拠点づくり事業（設置数） （基本施策②の再掲）	関連する施策の目標・方向性： 1							
	現計画への掲載	有						
<p>思春期という大きな変化を迎える時期にある中学生・高校生世代の青少年の成長を支援するため、青少年が気軽にかつ、安心して集い、同世代・異世代との交流や社会参加プログラム等の体験活動を行うことができる「青少年の地域活動拠点」を各区に設置できるよう、取組みを進めます。</p> <p>また、地域人材・組織と青少年の地域活動拠点がより一層の連携を図ることで、地域における青少年育成の機運を高め、地域の様々な所に、青少年の居場所や体験機会の提供を増やし、すべての青少年の社会参画に向かう力を育成するとともに、地域で青少年を見守る環境づくりを進めるためのネットワークを構築し、青少年が抱える課題への予防的支援や早期支援の充実を目指します。</p> <p>【想定事業量】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業量名</th> <th>直近の現状値</th> <th>R 6 年度末の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域活動拠点の設置数</td> <td>6 か所</td> <td>16 か所</td> </tr> </tbody> </table>			事業量名	直近の現状値	R 6 年度末の目標	地域活動拠点の設置数	6 か所	16 か所
事業量名	直近の現状値	R 6 年度末の目標						
地域活動拠点の設置数	6 か所	16 か所						

9 若者自立支援に係る人材育成、関係機関支援及び ネットワーク構築（回数）	関連する施策の目標・方向性：2							
	現計画への掲載	無						
<p>若者への支援に携わる区役所、学校、NPO 法人等の職員が若者の現状や支援に関する基礎的な知識・理解を深めることにより、支援スキルの向上を図るための研修や講師派遣等を行います。</p> <p>また、困難を抱える若者を地域において見守り、支援活動にご協力をいただく応援パートナーを養成します。</p> <p>【想定事業量】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業量名</th> <th>直近の現状値</th> <th>R 6 年度末の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>121 回</td> <td>180 回</td> </tr> </tbody> </table>			事業量名	直近の現状値	R 6 年度末の目標	実施回数	121 回	180 回
事業量名	直近の現状値	R 6 年度末の目標						
実施回数	121 回	180 回						

(平成 27 年 4 月 1 日施行版)

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 77 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第 6 条第 3 項の規定は部会長の職務について、前条(第 1 項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 6 条第 3 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- (委員の任期の特例)
- 2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則 (平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成 27 年 2 月条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

子ども・子育て支援事業計画 各年度実績

参 考 2

基本施策②: 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

<指標>

No.	指標	計画策定時	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度末の目標
1	青少年地域活動拠点の年間延べ利用人数	42,927人 (25年度)	46,307人	41,728人	41,469人	39,830人	142,200人
2	将来の夢や目標を持っている中学生の割合	71.8% (25年度)	68.90%	68.60%	68.20%	71.30%	75%以上

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	目標	計画策定時	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度末の目標
1	青少年の地域活動拠点づくり事業	地域活動拠点の設置数	5か所 (25年度)	5か所	5か所	6か所	6か所	18か所
2	青少年の自然・科学体験活動の推進	施設利用者及びプログラム等参加者数	397,577人 (25年度)	447,927人	433,270人	457,740人	466,848人	465,500人
5	寄り添い型学習等支援事業	実施区数	12区【25年度】	18区 ・寄り添い型生活支援事業:7区 ・寄り添い型学習支援事業:13区	18区 ・寄り添い型生活支援事業:8区 ・寄り添い型学習支援事業:18区	18区 ・寄り添い型生活支援事業:9区 ・寄り添い型学習支援事業:18区	18区 ・寄り添い型生活支援事業:11区 ・寄り添い型学習支援事業:18区	18区
6	子どもの体力向上事業	—	参加者数: 67,579人 実施回数: 783回 (25年度)	参加者数: 73,083人 実施回数: 684回	参加人数: 71,950人 実施回数: 707回	参加人数: 87,501人 実施回数: 766回	参加人数: 80,812人 実施回数: 672回	(推進)
7	青少年育成に係る人材育成・活動推進	「子ども・若者どこでも講座」実施回数	43回 (25年度)	55回	55回	60回	63回	64回
8	発達の段階に応じた連続したキャリア教育の推進	小中一貫教育推進ブロックごとのキャリア教育実践推進ブロックの指定	4ブロック (25年度)	8ブロック	8ブロック	11ブロック	11ブロック	18ブロック

子ども・子育て支援事業計画 各年度実績

基本施策④：若者自立支援の充実

<指標>

No.	指標	計画策定時	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度末の目標
1	若者自立支援機関の新規利用者数	2,085人 (25年度)	1,697人	1,808人	2,088人	1,907人	2,800人
2	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	917人 (25年度)	1,225人	1,066人	1,166人	1,038人	1,500人

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	目標	計画策定時	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度末の目標
1	青少年相談センター事業	延べ利用者数	18,894人 (25年度)	21,046人	21,186人	23,550人	22,782人	21,600人
2	地域ユースプラザ事業	延べ利用者数	19,040人 (25年度)	20,901人	21,111人	20,448人	18,373人	22,000人
3	若者サポートステーション事業	延べ利用者数	18,990人【25年度】	19,839人	18,597人	17,787人	18,503人	25,000人
4	生活困窮状態の若者に対する相談支援事業	延べ利用者数	6,627人 (25年度)	7,845人	8,439人	7,171人	6,904人	8,500人
5	よこはま型若者自立塾	利用者数 ①短期合宿型 ②長期合宿型(180日間)	①954人 ②13人×180日 (25年度)	①1,096人 ②24人、延べ 3,046日	①768人 ②22人、延べ 3,629日	①658人 ②26人、延べ 2,355日	①719人 ②15人、延べ 1,726日	①1,374人 ②50人×180日
6	寄り添い型学習等支援事業 (基本施策②の再掲)	実施区数	12区 (25年度)	18区 ・寄り添い型生活 支援事業:7区 ・寄り添い型学習 支援事業:13区	18区 ・寄り添い型生活 支援事業:8区 ・寄り添い型学習 支援事業:18区	18区 ・寄り添い型生活 支援事業:9区 ・寄り添い型学習 支援事業:18区	18区 ・寄り添い型生活 支援事業:11区 ・寄り添い型学習 支援事業:18区	18区
7	青少年の地域活動拠点づくり 事業(基本施策②の再掲)	地域活動拠点の設置数	5か所【25年度】	5か所	5か所	6か所	6か所	18か所

横浜市が取り組む青少年施策

横浜市こども青少年局

青少年育成課・青少年相談センター

施策の展開にあたっての3つの柱

施策の柱1:社会参画の推進に向けた青少年・若者の成長の基盤づくり

青少年の居場所や多様な体験活動の意義・効果を踏まえ、その機会の積極的な提供により、自己有用感や自己肯定感を育み、社会参画に向かう力を養う。

施策の柱2:困難を抱える青少年・若者の自立を支援する環境づくり

支援機関の連携により、本人の状態に応じた段階的支援に取り組み、就労等による社会的・経済的自立を目指す。

施策の柱3:すべての青少年・若者の成長を見守り、支える地域社会づくり

青少年・若者の育成・支援は自らの責務であることをすべての大人が認識し、共通の地域課題として、地域の中で、身近な地域人材により、青少年・若者を見守り、支える環境づくりを進め、抱える困難や課題の早期発見、早期支援につなげていく。

1 青少年健全育成施策

青少年を育む地域の環境づくり

- ・ 青少年の地域活動拠点事業、（公財）よこはまユース（外郭団体）、社会環境改善事業、道志村自然体験推進事業、青少年の交流・活動支援事業

青少年育成に携わる団体等の支援

- ・ 青少年指導員、横浜市子ども会連絡協議会等の青少年関係団体、保護司会協議会

青少年関係施設の運営等

- ・ 横浜こども科学館、野島青少年研修センター、青少年育成センター、青少年野外活動センター（3か所）

青少年の地域活動拠点

<目的>

中・高校生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行う。

<事業内容>

- 青少年が気軽に集い、自由に活動する場の運営
- 青少年が仲間や異世代と交流する機会の提供
- 青少年を対象とした、地域資源を活用した社会参加プログラムの実施
- 青少年育成支援者の情報交流、ネットワークづくり、人材育成
- 主に中・高校生を対象とした学習支援等

<設置箇所>

市内6か所に設置

(南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、都筑区、栄区)

公益財団法人よこはまユース

<設立目的>

すべての青少年が周囲の人々から見守られ、人のつながりの中で成長していくことができる社会を醸成するとともに、様々な体験を通じ青少年自らが学び育つ機会を提供することにより、未来を担う青少年の成長に寄与することを目的とする。

<事業内容>

- 地域における子ども・若者の育成、自立に関する啓発講座の実施
- 青少年の居場所の活動支援
- 自然・社会体験活動機会の提供
- 青少年の支援に関わる人材の育成等
- 指定管理施設(青少年育成センター、野島青少年研修センター)の管理運営
- 放課後キッズクラブ運営・支援

知っておきたい！子ども若者どこでも講座

子ども・若者を取り巻く課題（スマートフォン・インターネット、性非行、深夜はいかい等）を周知し、解決に向けた取組を促すため、地域で開催される講座に講師を派遣。

（よこはまユース補助事業）

派遣する講師は、医療関係者、学識経験者などの専門職員等とし、申込みのあったテーマに沿った講師を事務局が選定します。

共通	主なテーマ	派遣講師の主な所属
地域の大人とつながりを持ちつつ、自己肯定感を保てるような関係をつくる。子ども・若者が、	子どものかかわり方	NPO法人CAPかながわ、NPO法人ワーカーズわくわく、青少年地域活動拠点
	青少年の居場所	青少年地域活動拠点、NPO法人さいたまユースサポートネット、(公財)よこはまユース
	インターネット・携帯電話	財団法人インターネット協会、子どもネット研
	性教育、性感染症等の問題	(公社)地域医療振興協会ヘルスプロモーション研究センター
	非行の問題	神奈川県警察本部、横浜市教育委員会
	薬物の問題	神奈川県警察本部
	若者の自立支援(ひきこもり、就労等)	横浜市青少年相談センター、若者サポートステーション、NPO法人育て上げネット
	リストカット、摂食障害等心の問題、心の教育	横浜市こころの健康相談センター、児童相談所
	自殺の問題	横浜市こころの健康相談センター



青少年指導員

<目的>

地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的に設置（市長が委嘱、任期2年）

<委嘱人数>

2,657人（平成31年4月1日現在）

<事業内容（全市）>

- 全市一斉統一行動パトロール（深夜パトロール）
- 統一行動キャンペーン
- 社会環境実態調査
- 横浜市青少年指導員大会

<地域・区での取組>

青少年のための体験活動の実施、防犯パトロール、あいさつ運動など

青少年の交流・活動支援事業

<目的>

青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健やかな成長を支援し、社会参画に向かう力を育成するため、青少年の交流・活動支援事業を実施

<経緯>

平成28年3月に廃止した横浜市青少年交流センター(西区)の代替策として、28年4月から青少年の交流・活動支援事業(中区桜木町)を開始

<事業内容>

- 青少年が交流する機会の提供
- 青少年の体験機会や活動の場の提供
- 青少年に対する傾聴及び相談(保護者の相談を含む)
- 地域資源を活用した青少年の社会参加プログラムの実施
- 青少年と異世代との交流の促進



青少年関係施設

①横浜こども科学館(愛称:はまぎん こども宇宙科学館)

科学に関する資料及び装置の展示等を行うことにより、青少年の科学に関する知識の啓発を図り、もって創造性豊かな青少年の育成に寄与するために設置



②青少年施設(2か所)

青少年の健全育成を図るため設置しており、青少年の育成や交流活動を行うとともに、育成の取組の支援や相談、情報提供等を実施。



野島青少年研修センター
(金沢区野島町)



青少年育成センター
(中区住吉町、関内ホール地下)

青少年関係施設

③青少年野外活動センター(3か所)

青少年に自然環境における共同生活の場を提供することにより、その心身の健全な発達を図ることを目的に設置。



三ツ沢公園青少年野外活動センター
(神奈川区三ツ沢西町)



くろがね青少年野外活動センター
(青葉区鉄町)



こども自然公園青少年野外活動センター
(旭区大池町)

2 横浜市の若者自立支援施策（経過）

- 平成18年度 こども青少年局誕生（4月）、青少年自立支援研究会設置（6月）
よこはま若者サポートステーション開設（12月）
- 平成19年度 青少年自立支援協議会設置（4月）
西部ユースプラザ開所（10月）
- 平成20年度 よこはま型若者自立塾開始（10月）
南部ユースプラザ開所（11月）
- 平成21年度 北部ユースプラザ開所（3月）
- 平成22年度 湘南・横浜若者サポートステーション開設（6月）
横浜市子ども・若者支援協議会設置（7月）
- 平成24年度 子ども・若者実態調査の実施（8月）
東部ユースプラザ開所（3月）
- 平成27年度 困難を抱える若者のための地域サポートモデル事業実施
- 平成29年度 区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談実施
- 平成30年度 よこはま若者サポートステーション 新横浜サテライト開設（7月）
全区で「ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会」開始

ひきこもりの推計数

～横浜市子ども・若者実態調査（平成29年度）～

横浜市内のひきこもり群の推計数（15歳～39歳）
約15,000人（1,046千人×1.39%）

項目	横浜市	内閣府(*1)	東京都(*2)
標本数	3,000人	5,000人	3,000人
回収数 (率=回収数/標本数)	1,004人 (33.5%)	3,115人 (62.3%)	1,388人 (46.3%)
ひきこもり群の出現率	1.39%	1.57%	0.72%

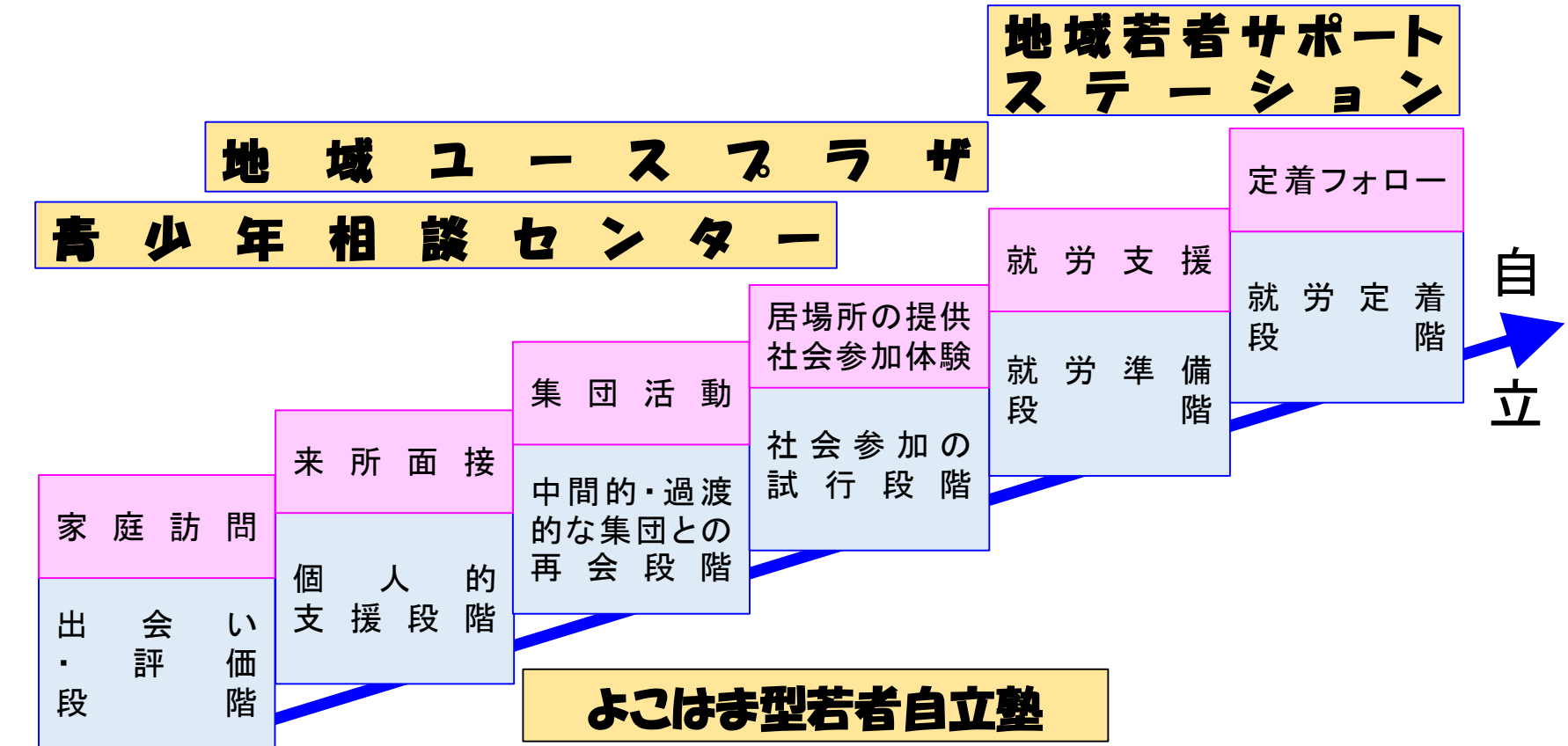
* 1) 内閣府:平成27年度 若者の生活に関する調査

* 2) 東京都:平成19年度 若年者自立支援調査研究(調査の対象年齢は15～34歳)

ひきこもりの定義

様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学, 非常勤職を含む就労、家庭外での交遊などを回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念である」

次のステップアップにつながる支援の仕組み — 段階的かつ切れ目のない支援 —



※昼夜逆転状態にあるなど、規則正しい生活習慣が求められる者、低下した体力や精神的な回復に農業体験がふさわしいと認められる者など
→ 合宿生活を通じた農作業等を通じて回復を目指す。

横浜市若者自立支援機関

	青少年相談センター	地域ユースプラザ	地域若者サポートステーション
位置付け	地域ユースプラザ、サポステからなる三機関の中核機関	青少年相談センターの支所的機能を有する施設	課題を抱える若者の就労支援（働くことに自信を持ってない等）
設置	横浜市直営	本市補助	国委託事業＋本市補助
対象者像	本人が相談に来所できない、複合的課題を抱えているなど、より深刻な状態の方	本人が来所できる、社会に目を向け始めるなど、ひきこもりからの回復期にある方	就労への課題はあるが、生活面で自立し、就労を目指す方
機能の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年に関する総合相談 ・困難を抱える若者の自立に向けた支援 ・地域関係機関・団体等の人材育成、連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次的な総合相談 ・区におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談 ・ひきこもりからの回復期にある若者の居場所の運営 ・社会体験プログラムの提供 ・地域の関係機関・区役所との連携及び地域ネットワークづくり ・応援パートナーの養成・派遣 ・ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に向けた相談支援 ・就労に必要なセミナー等の開催 ・企業等連携した就労体験、インターンシップ ・就労後の定着支援
主な配置専門職	社会福祉職、心理職（嘱託員）、精神科嘱託医（非常勤）	社会福祉士（常勤）、心理職（非常勤）、精神科嘱託医（非常勤）	キャリアコンサルタント
設置場所・箇所	南区（1か所）	鶴見区、保土ヶ谷区、磯子区、都筑区（4か所）	西区、港北区、鎌倉市（大船駅周辺）（3か所）

横浜市青少年相談センター (ひきこもり地域支援センター)

<目的>

青少年の健全な育成を目的とする団体等との連携を図りつつ、青少年に関する総合的な相談並びに青少年の自立及び社会参加の支援等を行うことを目的とする。

<対象者>

15歳から39歳までの青少年及びその家族

※厚生労働省「ひきこもり地域支援センター」として、ひきこもりに関する一次的なご相談は、年齢にかかわらずお受けしています。

<開所日>

昭和38年8月

<相談、支援方法>

電話相談 来所相談 アウトリーチ

<支援活動>

グループ活動、宿泊体験、家族セミナー、家族心理教育、心理検査、ユースサポーター訪問等

<設置箇所>

南区浦舟町



【青少年相談センター】



【支援者向け研修の様子】

地域ユースプラザ

<目的>

青少年相談センターの支所的機能を有し、思春期・青年期問題の第一次的な総合相談や、自立に向けた青少年の居場所を運営するほか、地域で青少年の支援活動を行っているNPO法人等の団体や区との連携を図り、地域に密着した活動を行うことを目的とする。

●対象者

横浜市内に居住する15歳以上40歳未満の若者及びその家族。

西部ユースプラザ
(保土ヶ谷区)

平成19年10月

運営団体

NPO法人 リロード

南部ユースプラザ
(磯子区)

平成20年11月

運営団体

NPO法人コロンブスアカデミー

北部ユースプラザ
(都筑区)

平成22年3月

運営団体

NPO法人パノラマ

東部ユースプラザ
(鶴見区)

平成25年3月

運営団体

認定NPO法人
育て上げネット

事業内容

- (1)第一次的な総合相談(電話相談、来所相談、家庭訪問等)
- (2)区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談の実施
- (3)ひきこもりからの回復期にある青少年の居場所の運営
- (4)社会体験、就労体験のプログラムの実施
- (5)地域の関係支援機関・区役所との連携及び地域ネットワークづくり
- (6)応援パートナーの養成・派遣
- (7)ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施(30年度新規)
- (8)その他青少年の自立支援事業として、市長が必要と認める事業



【体験プログラムの様子】

地域若者サポートステーション

<目的>

地域や企業、NPO法人等とネットワークを構築し、若年無業者や社会的ひきこもり状態にある若者たちの、社会参加や就労に向けた包括的・継続的な支援を実施することで、社会的自立、職業的自立を図ることを目的とする。

<対象>

15歳以上40歳未満の青少年とその家族

※よこサポは、就職氷河期世代を対象としたモデル事業受託により、R2年度末まで40~44歳まで

<事業内容>

- 職業的自立に向けた相談(本人、保護者)
- 臨床心理士等による個別相談
- セミナー(「学び直し」、「体力づくり」等)、体験プログラムの実施
- サポステ・学校連携の推進
- 職業資格取得の促進(資格取得に関する経済的支援等)



【セミナーの様子】

よこはま若者サポートステーション
(西区北幸)

開 所:平成18年12月1日

運営法人:NPO法人 ユースポート横濱

※サテライト(港北区新横浜)が平成30年7月に開所

湘南・横浜若者サポートステーション

(鎌倉市小袋谷)

開 所:平成22年6月28日

運営法人:(株)K2インターナショナルジャパン

よこはま型若者自立塾

<目的>

長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、共同生活を通じて、低下した体力を回復するための体づくり、生活リズムの立て直し及び他人との関わり方などの生活改善に向けた支援を目的とする。

<事業開始>

平成20年度10月 開始

<対象者>

無業やひきこもりなどを含む、自立・就労に困難のある15歳以上40歳未満の若者で、体力の向上や生活リズムの立て直しを必要とする者

<運営法人>

特定非営利活動法人ヒューマンフェローシップ

<設置箇所>

磯子区岡村

事業内容

◆短期合宿型訓練『ジョブキャンプ』(数日～2週間程度)

- ・宮城県石巻市等における地域交流会、ボランティア活動、就労体験等
- ・専用農地「にこまるソーシャル・ファーム」における体験合宿

◆長期合宿型訓練(6か月程度)

- ・短期合宿型訓練では自立に至ることができない、またはひきこもり状態に戻りかねない若者に対する支援の実施
- ・専用農地・生活拠点を活用した生活訓練、就労訓練の実施

◆『うんめえもん市』の開催

- ・就労体験として、物産販売、お弁当の調理、配達等を実施



【専用農地「にこまるソーシャル・ファーム」での活動】

寄り添い型生活支援事業

〈目的〉

養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して、生活・学習支援を実施することにより、生活能力の向上を図り、自立した生活を送れるようにすることを目的とする(平成31年4月現在 11区12か所)。

対象者	生活保護世帯及び経済困窮状態等にある家庭、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生及びその保護者
支援内容	・手洗い、歯磨きの練習、簡単な調理、食卓の準備、洗濯や掃除等の指導 ・宿題や復習等を中心とした学習支援 ・対象者とその保護者への相談支援
運営主体	社会福祉法人、NPO法人等の法人に委託
施設	常設の居場所を設置し生活支援・学習支援を実施
頻度	原則として週5日、1日あたり5時間 ※ 原則として、利用は対象者一人あたり週2回程度
スタッフ	統括責任者1名、生活支援スタッフ1名のほか、利用人数に応じて必要な支援スタッフ等を配置

横浜市子ども・若者支援協議会

「子ども・若者育成支援推進法」(平成22年4月施行)で定められている「子ども・若者地域支援協議会」を、政令指定都市として初めて設置。(平成22年7月)

社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワークを形成し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図ることを目的として、平成22年度より、横浜市子ども・若者支援協議会を設置しています。

所掌事務

- ア 子ども・若者の育成支援に関する必要な情報交換及び支援の内容に関する意見聴取
- イ 子ども・若者の育成支援に関する必要な調査・研究
- ウ 子ども・若者の育成支援の内容に関する検証
- エ 協議、調査・研究及び検証の結果に基づく、困難を有する子ども・若者に対する支援の推進
- オ その他、前条の目的を達するために必要な事務

委員構成

若者支援を専門とする有識者、困難を抱える若者の自立支援に携わっている方、地域で活動している方など

※平成30年度テーマ: 青少年の地域活動拠点づくり事業の今後の方向性について